

従業員等の慰安のために行われた

「感謝の集い」の宴会費用が

交際費等に該当するとして争われた事例

福岡地方裁判所平成 27 年（行ウ）第 15 号法人税更正処分等取消請求事件
（一部却下、一部取消し）（確定）国側当事者・国
平成 29 年 4 月 25 日判決

第 82 回 平成 31 年 2 月 14 日（木）

発表者 西堀 耕二

※MJS 租税判例研究会は、株式会社ミロク情報サービスが主催する研究会です。

※MJS 租税判例研究会についての詳細は、MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページをご覧ください。

<MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページ>

<https://www.mjs.co.jp/seminar/kenkyukai/>

目次

従業員等の慰安のために行われた「感謝の集い」の宴会費用が交際費等に該当するとして争われた事例

1. 事例の概要等	2
2. 争点	4
3. 当事者の主張	5
4. 福岡地裁の判断	8
5. 検討	18
6. 所感	21
■ 参考 関係法令等	22

「従業員等の慰安のために行われた「感謝の集い」の宴会費用が
交際費等に該当するとして争われた事例」

福岡地方裁判所 平成29年4月25日判決 Z888-2083

1. 事例の概要

(1) 概要等

本件は、原告が平成20年3月期から平成24年3月期（「本格事業年度」）の法人税に関して、①従業員等に対する行事「感謝の集い」に係る費用の一部及び②原告の工場内の下請け企業従業員に対して支給した「表彰金」に係る費用を損金の額に算入したところ、処分行政庁がその費用につきいずれも租税特別措置法61条の4③に規定する「交際費等」に該当し損金の額に算入できないとして更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をしたものである。処分行政庁は、開催した「感謝の集い」のための支出総額は例年2,000万円超であること、1人当たり費用は28,000円程度であること、著名ホテルでのコース料理と著名な歌手等によるコンサートを含むことなどから、原処分庁は比較的短期間（1日）で開催される福利厚生事業としては社会一般的に行われる行事の程度を著しく超える（つまり、専ら従業員の慰安のために行われる旅行等のために通常要する費用には当たらない）から、交際費等から除かれる費用（福利厚生費）とはいえないなどを理由として更正処分等をした。それについて争われた事例である。

(2) 前提事実等

①原告

原告は、昭和41年4月7日、養鶏事業、食肉等食料品の販売事業等を目的として有限会社●●●●として設立され、昭和46年10月2日、株式会社Xに組織変更された法人であり、「原告代表者」は、平成12年6月26日、原告の代表取締役就任した。

原告の資本金の額は6億円である。また、原告は、××県内の3工場、××県内の1工場を含め、××に7事業所を保有しており、平成26年3月期における原告の年商は536億8600万円、従業員数は1185人であった。また、原告を含むグループ企業10社を併せると、同期における年商は1214億1600万円、従業員数は約3000人であった。

②「感謝の集い」

原告は、本格事業年度の最後の月（3月）に××市所在の大型リゾートホテル（「本件ホテル」）において「感謝の集い」行事（「本件行事」）を開催し、原告の役員及び従業員並びに下請け先で

ある協力会社等の役員及び従業員合計1000人程度が参加し、コース料理が提供され、プロの歌手や演奏家のコンサート等が開催された。

③費用及び参加人数等

各事業年度	参加人数	参加率%	一人当たり費用	積算
平成20年3月	954	72.7	2万8726	27,404,604
平成21年3月	925	72.5	2万4159	22,347,075
平成22年3月	946	71.4	2万2254	21,052,284
平成23年3月	1003	73.3	2万2022	22,088,066
平成24年3月	1022	75.1	2万1972	22,455,384

(注1) 参加率%は、参加者の参加有資格者に対する割合

(注2) 積算は、「参加人数」に「一人当たり費用」を乗じて算出

④原告の確定申告で本件行事費用等の取り扱い

原告は平成20年3月期から平成24年3月期(「本件各事業年度」)の確定申告、及び20年3月期の修正申告において本件行事の費用を含む「福利厚生費」を各期に係る損金の額に算入するとともに、各事業年度の「表彰金」に係る費用を損金に算入した。

⑤被告の調査・更正等及び原告の異議・審査・訴訟の経緯

別表4(課税経緯等一覧表)を参照

i. 平成21年10月調査(「前回調査」)

〇〇国税局調査課は平成20年3月期及び平成21年3月期に係る確定申告に関し、原告に対する調査を実施し、その調査結果に基づき原告は平成20年3月期について修正申告をした。

ii. 平成22年2月26日更正処分

処分行政庁は、前回調査の結果に基づき、平成21年3月期の法人税について所得金額を21億5433万5433万8204円、納付すべき税額を6億3983万8300円に減額する更正処分を行った。

iii. 平成25年5月27日付け各処分

〇〇国税局調査課の職員が平成24年9月から行った原告の調査で、「感謝の集い」に係る費用、及び「表彰金」に係る費用がいずれも「交際費等」に当たり、損金に算入することはできない旨判断し、本件各事業年度の法人税に係る所得金額及び納付すべき税額について更正処分(再更正を含む)等を行った。

iv. 平成25年6月18日付けで異議申立て

平成25年5月27日付け各処分の取り消しを求める異議申し立てを行った。

v. 平成25年9月9日付け各処分

処分行政庁は、原告に対し、平成21年3月期から平成24年3月期の法人税に係る所得金額及び納付すべき税額を減額する各再更正処分（再々更正を含む）等を行った。

vi. 平成25年9月11日付け異議決定

〇〇国税局長は、同日付けで、原告に対し、平成25年9月9日付け各処分を併せて審理する旨通知した上、同月17日付けで、原告の異議申し立てを棄却する異議決定をした。

vii. 審査請求

原告は、国税不服審判所長に対し、平成25年10月9日付け及び同月28日付で、本件各更正処分等の一部取消しを求めて審査請求をしたところ、同所長は平成26年10月1日付けで、審査請求を棄却する採決をした。

viii. 本件訴訟の提起

原告は、平成27年3月26日、被告に対し、本件各更正処分等の一部取消しを求めて訴訟を提起した。

ix. 平成28年1月27日付け各処分

処分行政庁は、平成28年1月27日付けで、原告に対し、(ア)「表彰金」の支払基準が原告の従業員に対する賞与の支給基準とおおむね同一であること、(イ)「表彰金」が原告の工場内等において原告の「従業員とともに経常的に従事している協力会社の従業員に対する支払であること」などから、「交際費等」には該当しないと認められるとして、原告の本件各事業年度（ただし、平成22年3月期を除く。）の法人税につき、「表彰金」に係る費用を損金の額に算入するとともに連動する事業税等の金額を調整した上、所得金額及び納付すべき税額等を減額する各変更決定処分を行った。この結果、「交際費等」の争いは「感謝の集い」に係る宴会費用に絞られることになった。

2. 争点

(1) 原告の申告に係る金額を超えない部分の取り消しを求めることに訴えの利益があるか。

(2) 本件各福利厚生費は措置法61条の4第1項の「交際費等」に該当するか。

ア. 従業員全員を対象として慰安目的で支出される費用は、福利厚生費として、同条項の「交際費等」には該当しないのか。

イ. 「感謝の集い」行事に係る費用は、措置法61条の4第3項の「専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用」に該当するか。

3. 当事者の主張

(1) 「争点(1) 原告の申告に係る金額を超えない部分の取り消しを求めることに訴えの利益があるのか」について。

被告の主張	原告の主張
<p>ア <u>更正処分で決定された税額等のうち、申告によって確定した納付すべき税額等を超えない部分については、納税者が自ら納税義務を確定させているのであるから、上記部分の取消しを求める訴えの利益はないと解すべきである。</u></p> <p>イ <u>原告は、平成20年3月期ないし平成23年3月期について、別紙3（本件各申告における所得金額及び納付すべき税額）記載のとおり、法人税に係る所得金額及び納付すべき税額を申告（ただし、平成20年3月期については修正申告）したことにより自ら納税義務を確定させたものである。</u></p> <p>ウ <u>したがって、別紙3記載1ないし4の各所得金額及び納付すべき税額を超えない部分の取消しを求める訴えは、訴えの利益を欠き、却下されるべきである。</u></p>	<p>争う。</p>

(2) 「争点(2)」従業員全員を対象として慰安目的で支出される費用は、福利厚生費として、同条項の「交際費等」には該当しないのか。

被告の主張	原告の主張
<p>次のア及びイのとおり、本件各事業年度の本件行事に係る費用（本件各福利厚生費を含む。）は、いずれも措置法61条の4第3項柱書の「交際費等」に当たり、交際費等から除かれる費用（同項括弧書、同項1号。以下「除外費用」ということもある。）には該当しないから、本件各福利厚生費を含む全ての費用が上記「交際費等」に当たる。したがって、本件各更正処分は適法である。そして、本件各更正処分により新たに納付すべき税額</p>	<p>次のア及びイによれば、本件各費用が「交際費等」に該当しないことは明らかであるから、本件各更正処分等は違法である。</p>

<p>の基礎となった事実のうち、本件各更正処分前に税額の計算の基礎とされなかったものについて、通則法65条4項にいう「正当な理由」があるとは認められないことから、本件各賦課決定処分は適法である。</p>	
<p>ア 本件行事に係る費用は、いずれも「交際費等」に該当すること</p> <p>本件行事は、原告及び協力会社等の全従業員を対象としており、<u>これらの従業員は、措置法61条の4第3項の「その得意先、仕入先その他事に関係のある者等」に該当することから、「交際費等」に該当する支出の相手方となる。</u>また、本件行事は、参加者の慰安を目的として飲食の提供及びコンサート鑑賞を行ったものである。</p> <p>したがって、本件行事に係る支出は、措置法61条の4第3項柱書の「<u>交際費等</u>」に該当する要件を満たしている。</p>	<p>ア まず、措置法61条の4第3項及び措置法通達61の4(1)-1によれば、<u>全従業員を対象とした慰安目的の行事に係る費用は、福利厚生費に該当し、「通常要する費用」であるか否かを問わず、そもそも「交際費等」には該当しない。</u>すなわち、措置法61条の4第3項は、「交際費等」の支出の相手方につき「その得意先、仕入先その他事業に関係ある者等」と規定しているところ、この文言から一般的に理解されるのは取引相手であるから、従業員に対する支出は福利厚生費であって、「交際費等」には該当しないものの、特定の一部の従業員を対象とする場合には、法人の冗費が増大し、損金不算入制度の趣旨に反するから、福利厚生費ということはできず、例外的に「交際費等」に該当するものと解すべきである。この点、措置法通達61の4(1)-1においても、「<u>福利厚生費</u>」は<u>交際費等には含まれないものとしてされており、福利厚生費が「通常要する費用」を超える場合を除くとは規定されていない。</u>このような通達の規定からも、福利厚生費は、費用の多寡にかかわらず、「交際費等」には含まれないというべきである。</p> <p>本件行事は、<u>原告及び協力会社等の全従業員に受益の機会が保障されたものであって、特定の一部の従業員を対象とするものではない。</u></p> <p>したがって、本件行事に係る費用（本件各福利厚生費を含む。）は、福利厚生費に当た</p>

	<p>り、「交際費等」には含まれないというべきである。</p> <p>【費用の通常性】は不要と主張]</p>
<p>イ 本件行事に係る費用は、措置法61条の4第3項1号の「通常要する費用」の範囲を超えていること</p> <p>措置法61条の4第3項並びに措置法通達61の4(1)-10及び同(1)-18によれば、<u>会社の従業員等の慰安行事に係る費用は、「通常要する費用」の範囲内である限り、福利厚生費として「交際費等」から除外されるところ、当該費用が「通常要する費用」の範囲内であるか否かについては、当該行事が、法人が費用を負担して行う福利厚生事業として社会通念上一般的に行われていると認められるものであることを要し、その判断に当たっては、行事の規模、開催場所、参加者の構成及び一人当たりの費用額、飲食の内容等を総合して判断すべきである。</u></p> <p>本件行事については、<u>本件行事の開催場所が××市内の著名なホテルの大宴会場であり、一人当たり1万2000円の午餐の他にアルコール等の飲物が提供され、著名な歌手やピアノ演奏家等による歌謡・演奏のコンサートが催されるなど大きな規模で行われたものであり、支出総額は、おおよそ2100万円ないし2700万円と高額であって、参加者一人当たりの費用としてもおおよそ2万2000円ないし2万8000円に上る。そして、この金額が、<u>平日の昼の時間帯に、開演から終了まで4時間ないし4時間50分という比較的短い時間で行われた慰安行事に費やされた額としては極めて高額であることは明らかである。</u>したがって、本件行事は、法人が費</u></p>	<p>イ 仮に、被告主張のとおり、福利厚生費について、「通常要する費用」を超える場合には、「交際費等」に含まれると解されるとしても、本件各福利厚生費は、「通常要する費用」の範囲内であると認められる。すなわち、<u>福利厚生費が「通常要する費用」の範囲内であるか否かについては、実際の支出に即して、その目的達成との関係において通常要する費用かどうかという観点から、行事の規模、開催の場所、参加者の構成、飲食等の内容、一人当たりの費用額、会社の規模を判断要素として、判断すべきであって、実際の支出の目的達成とは無関係に、抽象的に判断すべきではない。</u></p> <p>本件行事については、<u>本件行事の目的が全従業員に対して感謝の意を表するとともに、労働意欲の向上を図ることなどにあって、1000人を超える従業員全員を一堂に集める必要があること、工場での操業を2日以上停止させることはできないことなどに照らせば、上記判断要素のどの点についても「通常要する費用」の範囲に含まれるというべきである。</u></p>

<p>用を負担して行う福利厚生事業として社会一般的に行われていると認められる行事の程度を著しく超えているといわざるを得ない。 上記によれば、本件行事に係る費用については、「交際費等」から除かれる福利厚生費（除外費用）には該当せず、「交際費等」に該当するというべきである。</p>	<p>したがって、本件各福利厚生費は除外費用に該当し、措置法61条の4第3項の「交際費等」には該当しないというべきである。</p>
---	---

4. 福岡地方裁判所の判断

1) 地裁の認定事実

(1) 「感謝の集い」行事の開催に至る経緯等（経緯・目的・頻度・成果を説明）

ア. 原告は、平成12年、累積赤字48億4000万円、固定化債権105億円、借入金171億円を有し、債務超過の状態であって、十数年来倒産すると言われ続け、従業員に気はなく、誇りや自信を喪失した状況にあった。原告代表者は、同年、代表取締役社長に就任して再建に着手し、従業員に対し「自分がされて嬉しいことを人にしなさい等の「当たり前のこと」を言い続けるとともに、「どこよりもいい商品をどこよりも安く作り、安売りせずに適正価格で売り切る体制」を整備した結果、社長就任後2年で累積赤字を解消し、その後、グループ会社も全て黒字化して無借金経営とした。

【過去の状況、従業員の意識の改革指導から始め生産と販売体制を合理的かつ的確に整備し百数十億の負債を返済して無借金経営としたことを認定し、「事業関連性」をサポート】〔注：なお【】のコメントは「5. 検討」の過程を示すため、小職が記載したもの。以下同じ。〕

イ. 本件行事の目的は、原告が原告代表者のリーダーシップの下、生産及び販売体制の整備によって債務超過による倒産の危機を乗り越え、グループ会社を含めて黒字経営となったという経営再建の歴史的経緯を踏まえて、原告代表者が、その原動力となった従業員に感謝の気持ちを伝えて労苦に報いるとともに、従業員の労働意欲をさらに向上させ、従業員が会社に長く勤めたいというモチベーションを高めるため、平成18年、会社創立40周年を機に、同年から年1回の頻度で、原告及び協力会社等（専属の下請先）の全従業員を対象に、「感謝の集い」行事（本件行事）を開催することとした。

【業績の回復と成長の原動力となった従業員の労働意欲の維持とさらなる向上が如何に原告にとって重要であるかを認定し、「事業関連性」をサポート】

ウ 実際、原告の売上は、平成20年3月期に約490億9500万円（経常利益約21億3100万円）、平成21年3月期に約531億5000万円（同約22億7500万円）、平

成22年3月期に約515億2300万円（同約3億4400万円）、平成23年3月期に約519億3200万円（同約17億4200万円）、平成24年3月期に約537億7200万円（同約15億1700万円）であって、平成26年3月期には約536億8600万円となっており、ほぼ順調に増加傾向にあつて、同年11月には、原告について、「プロイラー生産販売で国内トップシェアを持ち、同年3月期決算で「グループ全体で1200億円超を記録し」、原告代表者は「大きな負債を抱え伸び悩んだ企業を、ここまで成長させた」と報じられるまでになった。

【国内トップという大きな成果となったことを認定し、「事業関連性」をサポート】

（2） 「感謝の集い」行事の開催場所

ア 原告代表者は、従業員全員の「気持ちを一つにまとめ上げる」とともに、その場を利用して会社の「進むべき道」を示し、「全体のやる気を高めていく」ために、従業員1000人全員が一堂に会することが必要であると考えた。

【従業員1000人全員の気持ちを一つにまとめ上げ、会社の進むべき道を示すために、全従業員を一堂に会する場所が必要であることから選択肢は限られることから「事業関連性」と会場選択の「行為の通常性」をサポート】

イ そして、原告やグループ会社の工場や事業所は九州各地（ただし、長崎県及び沖縄県を除く。）に点在しており、1000人規模の従業員を一堂に収容できる会場で、本社（××県××郡）に近い会場としては、本件ホテル（大型のリゾートホテル）の××××××××××のみであった。そこで、本件行事は、本件ホテルの大型ホール（宴会場）で行われることとなった。

【被告は著名なリゾートホテルの宴会場を問題視するが、1000人規模の従業員等を一堂に収容できる場所は限られていることを認定し、「行為の通常性」をサポート】

（3） 「感謝の集い」行事の日程について

ア 原告においては、4工場（本社、××、××及び××の各工場）を、年間300日稼働させて、年間約5314万羽（1日当たり約18万羽）の食鳥を処理し、主要商品に限っても1日当たり約240トンの鶏肉を産出している（全国シェア約10%）。したがって、仮に、全工場の稼働が2日間停止すると、約480トンの商品供給が停止され、市場や消費者に多大な迷惑を及ぼすことになるという事情があった。また、原告の従業員の6割以上が女性であり、2日間家を空けることができないなどの事情があった。

【なぜ宿泊せずに「日帰り」することに合理性があるかことの事情を認定し、「事業関連性」と「行為の通常性」をサポート】

イ そこで、原告としては、本件行事について、宿泊を伴う慰安旅行として行うのは困難であると考え、「日帰り慰安旅行」という形態で行うこととした。すなわち、従業員は、××各地（××県××郡、同県××市、同県××市、同県××市、同県××市及び××県××市）から、開催日当日の朝、本件ホテル（××市）に向けて出発し、本件ホテルでの行事（以下「本件ホテル行事」という。）の終了後、上記工場等に戻るという旅程であった。例えば、×××工場の従業員は午前8時に同工場を出発し、また、本社及び本社工場並びに××工場の従業員も午前9時30分には各地を出発し、本件ホテル行事終了後、各地に戻っていた。そして、本件ホテル行事の時間は、後記（4）ウのとおり、午前11時から午後3時50分（ただし、平成20年3月期は午後3時）までの4時間50分程（ただし、平成20年3月期は4時間）であったことから、本件行事は、従業員の往復の移動時間（約3時間ないし約6時間）を含めて、約8時間から約11時間（ただし、平成20年3月期は約7時間から約10時間）を要する行事となっていた。

【被告の主張する「4時間程度の短時間」という事実認定に誤りがあることを認定】

（4） 「感謝の集い」行事の内容

ア 本件ホテル行事については、参加者に対し、「X 感謝の集い」と題する小冊子が配布され、当日の行事の次第及び内容等が記載されていた。また、上記小冊子表紙には、「ありがとうのこころをあなたに 株式会社 X」と記載されていた。【行事の趣旨が明文化され「事業関連性」をサポート】

イ 本件ホテル行事は、本件ホテルの××××××××××4階の「×××××ホール」において、原告及び協力会社等の従業員及び役員等、約1000人が出席して行われていた。

【実際に約1000人が出席していることから「事業関連性」を認定】

ウ 本件ホテル行事は、本件各事業年度とも、おおむね次の（ア）～（カ）の次第及び内容であった。

（ア） 開会：午前11時（20分程度）

開会后15分ないし20分程度の間、原告代表者の挨拶及び乾杯があった。上記挨拶は、「従業員に対する思い、会社の思い、そしてこの会社をどういう形に持っていくのか」、「立派な会社にしてこうしていこう」という内容を含むものであった。

【挨拶の内容は労働意欲の向上と経営方針と整合が取れており「事業関連性」をサポート】

（イ） 食事（歓談）：午前11時20分から午後1時又は1時20分まで（1時間40分ないし2時間程度）食事時間には、コース料理（1万2000円）及び飲物が提供され、飲食の間、プロの演奏家（「×××××」）による演奏が行われていた。なお、食事の内容は、本

件ホテルにおいて通常のメニューとして用意されているものではなく、原告が本件行事のために、本件ホテルに準備させたものであった。【「費用の通常性の有無」が争点】

(ウ) 休憩：午後1時から午後1時10分（又は午後1時20分から午後1時30分）まで（10分程度）
(エ) コンサート：午後1時10分から午後2時50分（又は午後1時30分から午後3時40分）（1時間40分ないし2時間10分程度）プロの歌手（×××××・×××××）、クラシック音楽の演奏家や歌手（×××××・×××××・×××××等）によるコンサートが行われていた。【「費用の通常性の有無」が争点】

(オ) 万歳三唱：午後2時50分又は3時40分

(カ) 閉会：午後3時又は3時50分

(5) 「感謝の集い」行事に関する従業員の受け止め方等
【従業員に本当に伝わっていることを説明し「事業関連性」と「行為の通常性」をサポート】

ア 本件行事については、原告の従業員によって、原告代表者が「日々鶏肉の解体等の処理・加工・販売業務等に携わる・従業員や同じ環境で働く下請協力会社の専属従業員に対し、「厳しい労働環境の中での忍耐、働きつめの努力に感謝し、その労働意欲のモチベーションを向上して、誇りと自信をもって働き続けてほしい」という思いを込めて・開催してくれている行事」であって、従業員にとって「年に1度のかげがい〔ママ〕のない楽しみであり、会社が一体となって組織としての結束力を高め、社長の感謝の心を感じ、それに対し全従業員が感謝の心で応え明日の勤労意欲の向上に向かう唯一の機会」であると理解されている。

【「事業関連性」と「行為の通常性」をサポート】

イ 本件行事の成果として、各工場に勤務する従業員によって、次の点が指摘されている。

(ア) 従業員としては、本件行事は全従業員同士が集まる唯一の機会であり、原告代表者の思いに毎年感謝しながら参加し、1年の思い出等を同僚と語り合い、飲食・鑑賞を共にして、これからもX（グループ）で働くぞと労働意欲を盛り上げ、「新たな事業年度のスタートを切る」という気持ちになることができる。

【「事業関連性」と「行為の通常性」をサポート】

(イ) また、従業員においては、普段は大型のリゾートホテルの宴会場で食事をしたり、歌手の生の歌唱を鑑賞したりする機会がないことから、本件行事の開催場所、食事の内容、コンサート鑑賞等によって、大いに盛り上がり、大いに慰労され、「また一年この会社のために頑張りたい」という思いに駆り立てられてきた。すなわち、まず、食事については、「普段味わえないコース料理が出て普段そのようなコース料理を味わう機会が少ない私ども従業員は歓喜

し、モチベーションが上がってきた」のであり、「仮に、普段と代わり映えのしない居酒屋で飲み放題付き5000円コースが提供されるとすれば、わざわざ××市内まで出向いて参加する従業員は激減し、かつ従業員のモチベーションが上がることはないと思」われる。また、コンサート鑑賞についても、「3Kの労働環境の中で働きづめの私ども従業員が普段味わえない歌手のライブを鑑賞することで、大いに慰労され、大いに労働意欲が向上し、自信と誇りをもって明日への活力を養うことが」できている。

【労働意欲・モチベーションの維持・向上・強化の有効な手段という観点からの「事業関連性」、「行為の通常性」の正当化と「費用の通常性」をサポート】

(ウ) そして、従業員としては、「「感謝の集い」があるからこそ年に一回心身ともに充実し、当社で働けることに誇りや生きがいを感じるきっかけとなり、全従業員が益々丸となって会社に貢献しようという気持ちが高ま」っている。

【労働意欲・モチベーションの維持・向上・強化の有効な手段という観点からの「事業関連性」と「行為の通常性」の正当化】

(6) 他の形態での慰安旅行の実現可能性等【考えられる唯一合理的な形態であるの裏付けの説明】

ア 原告は、平成28年1月ないし同年6月、旅行会社に対して、1000人規模の従業員を一堂に集めて行う慰安旅行又は慰安行事の可能性等について調査を依頼した（以下「本件調査」という。）。本件調査の結果は、以下のとおりであった。

【旅行会社という外部の検証による客観性の確保】

(ア) 関東（東京方面）を旅行先とした場合、1000人を一度に移動させるには1日掛かりの行程となり、観光や見学がほとんどできず、企画困難である。また、関西（大阪・京都方面）を旅行先とした場合、航空機の機材が小さく、臨時便の対応ができないことから、1000人を移動させることが不可能であり、企画困難である。【「行為の通常性」をサポート】

(イ) ××を旅行先とした場合、3空港の利用等によって移動手段の確保は可能であるが、旅行期間が1泊2日となり、一人当たりの費用は9万5000円（交通費のみで6万4240円）と見積もられる。また、××を旅行先とした場合、バスによる移動は可能であるが、旅行期間が1泊2日となり、一人当たりの費用は3万9000円（宿泊料を除いても2万6000円程度）と見積もられる。なお、原告及びグループ会社の事業所は、××及び××には存在しない。【「費用の通常性」をサポート】

(ウ) ××××××××××グループが取り扱った他社の事例でも、年1回の従業員全員型の県外への慰安旅行（1泊2日）に要する参加者一人当たりの費用は、通常3万9000円な

いし5万円程度である。【他の企画を採用した場合の費用の比較を通して「費用の通常性」を満たしていることを説明】

イ また、本件調査の際、旅行会社により、××県内での1泊2日の慰安旅行と本件行事のような日帰り慰安旅行について比較され、前者では、参加者一人当たりの費用が3万8240円となって「金銭面でアップとなり、コースの中に目玉となる部分が入れない。(参加して良かったと思う気持ちのお得感が薄れる)」、「特に食事に関しては、普通のどこにでもある食事内容となる。夜の懇親会となると約2時間～2時間30分位で会場を退席させられる」というデメリットがあるのに対し、後者では、同費用は2万3800円程度であるものの、「昼間の時間を使っての懇親会なので、時間は・3時間から4時間の時間は十分に取れる。」、「1泊2日コースの予算に比べ、日帰りということもあり、目玉として食事内容をグレードアップ出来る。(日頃口に出来ない食材を提供し参加者も来て良かった。×のスタッフで良かったと必ず思う)。また、音楽・楽器の演奏などのグレードアップも可能。」というメリットがある旨指摘されていた。

【他の企画を採用した場合の費用の比較を通して「行為の通常性」と「費用の通常性」を満たしていることを説明】

2) 争点(1) (原告の申告に係る金額を超えない部分の取消しを求めることに訴えの利益があるか)について

① 更正処分は、当該納税者の当該年分の課税標準及び税額を全体的に見直して変更する処分であり、その効力は、更正処分によって決定された税額の全部に及ぶものと解すべきであるところ、更正処分で決定された税額のうち、申告税額を超えない部分については、納税者が自ら納税義務を確定させているのであるから、上記部分について訴えの利益はないと解すべきである。

② これを本件についてみるに、原告は、平成20年3月期ないし平成23年3月期について、別紙3記載のとおり、法人税に係る所得金額及び納付すべき税額を申告(ただし、平成20年3月期は修正申告)しており〔前提事実(3)ア、同(4)イ(ア)〕、自ら上記所得金額及び納付すべき税額を超えない部分に係る納税義務を確定させている。

③ 前記(1)及び(2)によれば、平成20年3月期更正処分等ないし平成23年3月期更正処分等の各取消しを求める各訴えのうち、別紙3記載の(自ら申告により納税義務を確定させている)所得金額及び納付すべき税額を超えない部分の取消しを求める部分は、いずれも訴えの利益を欠き、不適法であるというべきである。

④ 以上の通り、争点(1)については被告の主張を認めている。

【参照：別表6「認定額」の一覧表を見ると平成20年3月期、21年3月期、22年3月は最終の「認定額」がいずれも確定申告額（修正申告を含む）よりも少ない。23年3月は「認定額」が約150万円大きい。】

3) 争点(2) (本件各福利厚生費は措置法61条の4第1項の「交際費等」に該当するか)について

(1) 措置法61条の4第3項の意義等

ア 措置法61条の4第1項は、法人が平成18年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始する各事業年度において支出する「交際費等」の額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない旨を定め、同条の4第3項は、第1項に規定する「交際費等」とは、「交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供給、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの」（「専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用」等を除く。）をいうと定めている。このような「交際費等」の損金不算入制度の趣旨は、本来の必要経費の範囲を超えた冗費、濫費を生ずる弊害を防止し、資本充実、蓄積等の促進を図るとともに、交際費等を徒に支出するならば、公正な取引を阻害し、公正な価格形成を歪めることにもなるため、これを防止する趣旨であると解される。

イ ところで、措置法61条の4第3項が、「専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用」について、損金不算入の取扱いを受ける「交際費等」から除外したのは（同項括弧書、1号）、従業員も「事業に関係のある者等」に含まれ、交際費の支出の相手方となるものの、専ら従業員の慰労のために行われる諸活動のために「通常要する費用」は、従業員の福利厚生費として法人が負担するのが相当であり、その全額につき損金算入を認めても法人の冗費・濫費抑制等の目的に反しないからであると解される。したがって、専ら従業員の慰安のために行われる行事に係る費用について、当該行事が、法人が費用を負担して行う福利厚生事業として社会通念上一般的に行われている範囲を超えており、当該行事に係る費用が社会通念上福利厚生費として認められる程度を超えている場合には、交際費等に当たり、損金算入が否定されることになるかと解するのが相当である。

そして、当該行事が福利厚生事業として社会通念上一般的に行われる範囲を超え、当該行事に係る費用が社会通念上福利厚生費として認められる程度を超えているか否かについては、交際費等の損金不算入制度の趣旨及び目的に鑑み、当該法人の規模や事業状況等を踏まえた上で、当該行事の目的、参加者の構成（すなわち、従業員の全員参加を予定したのか否か）、開催頻度、規模及び内容、効果、参加者一人当たりの費用額等を総合して判断するのが相当である。【大阪高裁平成5年8月5日判決（税資198号476頁）、「5. 検討」】

ウ なお、原告は、従業員全員を対象とした慰安目的の行事に係る費用は、福利厚生費に該当し、費用の多寡にかかわらず、「交際費等」に該当しない旨主張するが、措置法61条の4第3項柱書及び同項1号の文言によれば、「専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のため」の費用であっても、上記イによる「通常要する費用」を超える場合には、除外費用に当たらないものと解される。そして、**法人の冗費・濫費抑制等の目的に照らせば、全従業員を対象とする慰安目的の行事であったとしても、当該行事に係る費用が「通常要する費用」を超える場合には損金算入を認めるのは相当ではない**というべきである。したがって、従業員の慰安行事に係る費用については、対象が従業員の全員であるか、一部であるかを問わず、当該費用が「通常要する費用」を超える場合には「交際費等」に該当するというべきであり、原告の上記主張を採用するのは困難である。

【すなわち、従業員の全員参加だけをもって「費用の通常性」を満たすとはいえないと判断】

(2) 「感謝の集い」行事に係る費用について

ア 本件行事は、原告及び協力会社等の従業員全員を対象とし、原告代表者が従業員に対する感謝の意を表し、従業員の労働意欲を向上させるために、他の従業員との歓談や交流の機会、コース料理及びコンサート鑑賞の機会を提供するものである〔前提事実(2)ア、認定事実(1)〕。したがって、**本件行事は「専ら従業員の慰安のために行われる」ものといえる。**

【「事業関連性を認定】

そして、本件行事の日程〔同(3)〕、特に、従業員の移動時間〔同(3)イ〕及び本件ホテル行事の会場の性質（従業員が普段訪れることのない大型リゾートホテルの宴会場であること〔同(2)イ、同(5)イ(イ)〕並びに本件ホテル行事の内容（全従業員同士が集まる唯一の機会であり、従業員が普段味わう機会のないコース料理やライブコンサートの鑑賞を内容とするものであること〔同(4)、同(5)イ(ア)及び(イ)〕に照らせば、**本件行事は、従業員にとってある程度の非日常性を有する場所への移動の要素を含むとともに、また、全従業員が一堂に会し、特別のコース料理を共に味わい、ライブコンサートを楽しむという非日常的な内容を含むものであって、従業員全員を対象とする「日帰り慰安旅行」であった**といえる

〔同(3)イ〕。そこで、前記(1)イの検討結果に照らして、本件行事について、**法人が費用を負担して行う福利厚生事業として社会通念上一般的に行われている範囲を超え、本件行事に係る費用が社会通念上福利厚生費として認められる程度を超えるものであるか否かについて検討する。**

【「慰労会」ではなく非日常性を有する「日帰り慰安旅行」を認定しそれを前提に「費用の通常性」を満たすかが本件の論点】

イ まず、本件行事の目的は、原告が原告代表者のリーダーシップの下、生産及び販売体制の整備によって債務超過による倒産の危機を乗り越え、グループ会社を含めて黒字経営となった

という経営再建の歴史的経緯を踏まえて、原告代表者が、その原動力となった従業員に感謝の気持ちを伝えて労苦に報いるとともに、従業員の労働意欲を更に向上させ、従業員同士の一体感や会社に対する忠誠心を醸成することにあつた〔認定事実（１）ア、イ、同（５）ア〕。そして、このように従業員の一体感や会社に対する忠誠心を醸成して、更なる労働意欲の向上を図るためには、従業員全員において非日常的な体験を共有してもらうことが有効、必要であると考えられる。この点、一般に従業員の慰安目的の福利厚生事業においては、慰安目的を達成するために、従業員に対し感動や感銘をもたらすような非日常的な要素が含まれているのが通常であつて、非日常的な体験としては、例えば、従業員が普段訪れることのない県外や国外への旅行〔認定事実（６）ア〕、普段味わう機会のない食事や生の音楽鑑賞等が考えられる〔例えば、過去の裁判例（京都地裁昭和61年8月8日判決（判例時報1208号77頁、控訴審大阪高裁昭和63年3月31日判決・税資163号1082頁）においても、従業員の慰安旅行について、外国旅行は、「慣れた国内の旅行に比してレクレーション、慰安としての効果も大きく、労働者の勤労意欲を高めるのにも有効」であるとされており、慰安行事における非日常的要素の重要性が指摘されている。〕。本件調査の際、旅行会社からも、慰安旅行において従業員に対して「目玉として食事内容をグレードアップ」し、「日頃口に出来ない食材を提供」することの意義等が指摘されているところであつて〔同（６）イ〕、このような旅行会社の指摘内容〔同（６）イ〕等に照らせば、旅行先それ自体に非日常性が乏しい場合（例えば、旅行先が勤務先事業所の所在する県内である場合等）には、慰安旅行の形態を採るとしても、従業員の慰安目的を達成するために、旅行先において従業員に提供される料理や食事の場所及び娯楽等の質の高い等級を上げるという形態を選択することも、社会通念上一般的に行われていることであるものと認められる。

【上記京都地裁判例を本件にあてはめ「行為の通常性」と「費用の通常性」の範囲を解釈するにあたり「非日常性」の重要性を認め、社会通念上の「行為の通常性」を認定】

ウ ところで、原告の事業状況〔前提事実（１）イ、認定事実（３）ア〕や従業員の女性比率の高さ等〔同（３）ア〕に照らせば、原告の事業に支障を来すことなく、可能な限り全員参加が可能な慰安旅行の日程を考えると、原告においては、宿泊を伴う旅行は現実的ではなく、日帰り旅行にせざるを得ない状況にあつたといえる。もっとも、原告関連の事業所が××各地（××県及び××県を除く。）に点在することから、従業員の移動時間等を考慮すれば、日帰りの旅行先としては、××県又はその近隣とせざるを得ないところ〔同（６）ア〕、これらの地域は従業員にとっては普段訪れることのない場所とはいえず、非日常性に乏しく、同県内又はその近隣の観光地を回るという形態での日帰り旅行では、慰安目的を十分に達成するのは困難であつて、多くの参加者を確保することも困難であつたものと考えられる。そうすると、原告においては、福利厚生事業として慰安目的の達成可能な、意味のある行事としては、従業員の移動の負担を可能な限り軽減するとともに、行事の内容として、特別な食事や質の高い娯楽

を等級の高い場所で提供するという点において非日常的要素を盛り込むという形態以外には企画が困難であったと考えられる〔同（6）ア〕。

【非日常性を盛り込むこと以外に選択肢がないことを認め、「行為の通常性」と「費用の通常性」を認定】

エ そして、まず、本件行事の開催場所については、本件行事の目的〔認定事実（1）イ、同（2）ア〕から、原告の従業員全員（1000人程）が一堂に会することが必要であったといえ、同程度の人員を収容できる会場であって、原告の本社に近い会場としては、本件ホテル（大型リゾートホテル）の××××××××××のみであったことから〔同（2）ア、イ〕、本件行事の開催場所を本件ホテルとしたことは、やむを得ないことであったものと認められる。【本件の「行為の通常性」と「費用の通常性」を認定】

オ 次に、本件行事の内容についてみるに、上記イ及びウの検討結果に加えて、本件行事の目的、開催頻度、会場の性質、従業員の女性比率の高さ、日程の制約等に加えて、本件行事に参加するための従業員の移動時間は往復3時間ないし6時間に及ぶこと〔認定事実（3）イ〕などを考慮すれば、本件行事の内容として、県外への旅行等に代わる非日常的要素として、大型リゾートホテルにおける特別のコース料理やプロの歌手や演奏家によるライブコンサート鑑賞を含めることには、必要性、相当性があつたものと認められ、原告のような事業規模を有する優良企業が年1回の頻度で行う福利厚生事業として社会通念上一般的に行われている範囲を超えるものであると認めるのは困難である。

【本件の「行為の通常性」と「費用の通常性」を認定】

カ さらに、本件行事に係る参加者一人当たりの費用は2万1972円ないし2万8726円であるところ、上記エ及びオのとおり、本件行事の会場及び内容等とともに、本件行事は、年1回、従業員の移動時間を含めると約8時間から約11時間を掛けて行われる行事であること〔認定事実（3）イ〕に照らせば、通常要する費用額を超えるものとは認め難い。そして、上記アのとおり、本件行事は、「日帰り慰安旅行」というべきものであるところ、仮に、旅行先の非日常性を主たる慰安要素として日帰り慰安旅行を企画するとすれば、（原告関連の事業所が設置されていない）××への慰安旅行が考えられ（もっとも、上記事情から非現実的であつて、本件調査においても、1泊2日旅行として検討されていた〔同（6）ア（イ）〕）、この「日帰り慰安旅行」に係る一人当たりの費用は2万6000円程度となると認められるのであつて〔同（6）ア（イ）〕、この費用額と比較すれば、本件行事に係る一人当たりの費用は、「日帰り慰安旅行」に係る費用として通常要する程度であるというべきである。【本件の「費用の通常性」を認定】

キ 実際に、本件行事への従業員の参加率は、本件各事業年度とも70%を超えており〔前提事実（2）イ〕、原告の業績の推移〔認定事実（1）ウ〕及び本件行事に対する従業員の受け止め

方等〔同（５）〕によれば、本件行事は、従業員の更なる労働意欲の向上、一体感や忠誠心の醸成等の目的を十分に達成しており、その成果が原告の業績にも反映されているものと認められる。【所得税基本通達 36-30（課税しない経済的利益「使用者が負担するレクリエーションの費用）の運用について（法令解釈通達）」（２）当該旅行に参加する従業員等の数が全従業員等（工場、支店等で行う場合には、当該工場、支店等の従業員等）の50%以上であること。】

ク 上記アないしキの検討結果によれば、本件行事について、福利厚生事業（慰安行事）として社会通念上一般的に行われている範囲を超えており、当該行事に係る費用が社会通念上福利厚生費として認められる程度を超えているものと認めることは困難であるというべきである。なお、被告は、①「酒食等の提供を主としてなされる慰安行事」と②「移動や宿泊等を伴う旅行を主としてなされる慰安行事」とは、その一般的に必要となる一人当たりの支出費用が異なるのであり、酒食等が旅行等より安価だからといって当然に当該支出が福利厚生費（通常要する費用）に該当するということとはできない旨主張する。

しかしながら、上記アのとおり、本件行事は、上記②の要素をも含むものであって、「日帰り慰安旅行」であると認められる。そして、上記イのとおり、上記①及び②の各要素は、いずれも従業員の慰安行事において慰安目的達成のために必要な非日常的要素であって、上記各要素は互いに排他的なものではなく、当該法人の規模や事業状況等によって、両要素を含む慰安行事も一般的に行われていると考えられる。【行為の通常性】

上記によれば、本件行事に係る費用について、「日帰り慰安旅行」に係る費用額との比較を行うことも十分な合理性を有するというべきであり、上記カのとおり、本件行事に係る費用は、「日帰り慰安旅行」に係る費用額と比較すれば、通常要する程度であるといえる。したがって、被告の上記主張を採用することは困難である。【費用の通常性】

ケ 上記クのとおりであるから、本件行事に係る費用（本件各福利厚生費を含む。）は、措置法61条の4第3項の「交際費等」に該当するとは認め難いというべきである。

（３） 前記（２）のとおりであるから、本件各福利厚生費は、措置法61条の4第1項の「交際費等」に該当するということは困難である。

5. 検討

争点（１）については、更正処分で決定された税額のうち、申告税額を超えた部分について取り消しを求めるのは、自ら申告し納税義務を確定させているのであるから、訴えの利益はないという解釈の判断は妥当と考えられる。なお「事実及び理由」「第2事案の概要」に付記されたTAINSの解釈は「なお、原告は、主位的に、本件各更正処分等の取消しを求め、予備的

に、本件各更正処分等のうち、前記第1の1ないし4に各記載された「所得金額」及び「納付すべき税額」について原告の申告に係る金額を超えない部分について取消しを求めるもの（平成29年1月20日付け訴え変更申立書）、上記各請求の訴訟物は同一であって、予備的請求は主位的請求に包含される関係にあると解される。」としている。

争点（2）は、交際費等と隣接費用等の区分認定の問題であり、より具体的には交際費等と福利厚生費の区分の問題である。以下、次項目について検討する。

（1） 交際費等と福利厚生費の区分（交際費等・給与・福利厚生費の区分）

① 交際費等・給与・福利厚生費の共通性と類似性¹

大淵博義中央大学名誉教授は、交際費等・給与・福利厚生費の三つの費用支出は「従業員等に対する経済的利益の供与という点」に共通性と類似性が認められることを指摘し、その区分も全従業員か特定従業員なのかという点や従業員等の参加割合、慰安旅行の行先、旅行期間、金額等の面から「通常性」からの判定という事実認定の側面があり、「贅沢」の判断も時代の変遷とともに変化していることから「使用者である法人が従業員等に対して支出した費用が、交際費等、給与又は福利厚生費のいずれに該当するかという認定判断の基準は必ずしも明確なものは存在しないから、かなり困難な認定評価の問題がある」と述べている。

（2） 区分基準について

使用者である法人が従業員等に対して支出した費用が、交際費等、給与又は福利厚生費のいずれに該当するかを認定判断するための基準は、必ずしも明確なものは存在しないところ、大淵名誉教授は「交際費等・給与・福利厚生費の判別は、①業務関連性の有無、②行為の通常性、③費用の通常性という三つの基準により行うことが妥当である」と考察されている。すなわち、

- ① 「業務関連性」とは、その費用支出の対象とされた法人の行為が、当該法人の事業に関連した支出であるかどうかの判定である。事業関連性が無い費用支出は、法人の収益獲得の価値犠牲とはいえないから法人が本来支払うべきものではなく、その費用の支出により利益を享受している従業員等に対する経済的利益の供与として、給与課税の対象とされる（「ケースⅠ」）。
- ② 「行為の通常性」とは、①「業務関連性が有る」と認められる費用支出の行為が、通常のレクリエーション行事として行われる行為として認められるかという判定であり、そうではないと認められる場合には、その費用支出により経済的利益を享受した従業員等の給与課税の対象とされる（「ケースⅡ」）。
- ③ 「費用の通常性」とは、①と②の要件が満たされた費用支出が、通常要する費用の

¹ 大淵博義中央大学名誉教授「法人税法解釈の検証と実践的展開第Ⅱ巻」 「2. 交際費等・給与・福利厚生費の判別を巡る論点」 291頁

水準を超えているかどうかの判定であり、通常要する費用を超えている場合には、その従業員等に対する接待、慰安等の行為としての交際費等に該当することになる。当該基準は、交際費等の定義規定から除かれている福利厚生費に該当しない場合の費用支出である（「ケースⅢ」）。

「ケースⅣ」は①、②及び③のいずれの要件も満たした費用支出が損金性ある福利厚生費として処理されることになる。

上記三つの基準をまとめると次のように整理できるとしている。²

判定基準要素	ケースⅠ	ケースⅡ	ケースⅢ	ケースⅣ
① 事業関連性	無し	有り	有り	有り
② 行為の通常性	-	無し	有り	有り
③ 費用の通常性	-	-	無し	有り
費用科目	給与	給与	交際費等	福利厚生費

（3） 本件事例における判定

（ア）「業務関連性」からの判定

「感謝の集い」行事の開催に至る経緯等（裁判所の認定事実）は「過去の状況、従業員の意識の改革指導から始め生産と販売体制を合理的かつ的確に整備し百数十億の負債を返済して無借金経営とした」こと、「業績の回復と成長の原動力となった従業員の労働意欲の維持とさらなる向上が如何に原告にとっていかに重要であるか」ということ、「現在国内トップなり大きな成果が上がっている」に至ったことから【事業関連性】有りと事実認定している。

（イ）「行為の通常性」からの判定

「感謝の集い」行事の開催場所（裁判所の認定事実）は【従業員 1000 人全員の気持ちを一つにまとめ上げ、会社の進むべき道を示すために、全従業員を一堂に会する場所は必要】と認定されたことから【事業関連性】と【行為の通常性】は認められ、【その要件を満たす場所は限られていること】も認定されたことから、この点【行為の通常性】に問題ないと判断している。

さらに「感謝の集い」の日程やその内容の詳細な検証で、本件が短時間で行われる「慰安会」ではなく丸一日費やす「日帰りの慰労旅行」と認定したこと、慰労としての経営目的（労働意欲の

² 大淵博義中央大学名誉教授「法人税法解釈の検証と実践的展開第Ⅱ巻」 「2. 交際費等・給与・福利厚生費の判別を巡る論点」 293頁

維持・向上・強化)に合致した効果的な慰労のためには「非日常」のアトラクションが必要であることを認めていること、それなりの成果を上げるため複数案を専門業者に作らせ、効果・費用・その他の制約条件を比較検討して当該「感謝の集い」の企画を合理的に選択していることから「行為の通常性」があると判断している。

(ウ)「費用の通常性」からの判定

短時間の「慰労会」という処分庁の判断を否定し非日常性を持った「日帰り慰安旅行」と認定したこと、並びに、上述の通り、慰労としての経営目的に合致したそれなりの成果を上げるために複数案を専門業者に作らせ、効果・費用・その他の制約条件を客観的に比較検討して当該「感謝の集い」の企画を合理的に選択していること、他の一般的な「慰安旅行」と比較しても著しく高いとは認められないことから、「行為の通常性」の検討を通じて「費用の通常性」を認め、交際費等から除外される費用(福利厚生費)に該当すると判断している。

(4) 地裁判決の妥当性

本地裁判決は、「事業関連性」「行為の通常性」の観点から検討を行い、上記(3)(ア)から(ウ)の判断を行い、「費用の通常性」も認定して「交際費等から除外される費用(福利厚生費)」として判断をくだしたアプローチと結論は妥当であると考えられる。

6. 所感

この判決を読むと、一方において結論に至るプロセスは明快で、違和感もなく妥当と思われるものの、他方で疑問に思うのは「どうして被告の処分行政庁は過年度において調査(本件でいう「前回調査」)で是認した「感謝の集い」と「表彰金」に係る費用を、その後の調査で遡って否認する更正を行い、原告から訴訟が提起された後、「表彰金」について被告自ら減額決定をしている事実を見ると、異議申し立てや不服審判所への審査請求の段階での検討に問題はないのか、その執行において些か不信感を持たざるを得ない。被告が控訴をするかどうかは不明であるが、よほど被告に有利な、新たな証拠がない限り、難しいのではないか。

大淵名誉教授は「費用の通常性」の基準に関連して「**観念的には、このような金額基準による判断は容易であるように思われるが、現実には、通常要する費用か否かは、個人の社会通念や経験によらざるを得ないところがあり、また、時代の変遷によっても判断の基準は変動するという困難な面を有している。**」とされている。

この意見をあてはめてみると、仮に、納税者は、当然に「通常要する費用」として「費用の通常性」要件を満たすものと考えても、人により社会通念や経験が異なり、会社の経営状況に通じていない、社外の、処分行政庁はその組織の物差しを使い、当該要件を満たさないものとして判

断されることが、ないとはいえないことを示唆している。従って、納税者としては、このような不確実性の高い分野であることを前提に「事業関連性」「行為の通常性」「費用の通常性」を証明する疎明資料を十分に準備する必要があるといえよう。

特に、本件ではこれら主要三基準の観点、特に「労働意欲の維持・向上・強化という経営上の強い必要性」と「種々の制約要件」から「企画の選択」の合理性を説明することにより「行為の通常性」の正当性が導き出されていくというプロセスを踏み、結果として「費用の通常性」の幅を論理的に高いほうに引き上げられたと考えられる。納税者が行事の企画段階からこれらのプロセスを組み込み、疎明資料を準備する体制を整える上で参考になるだろう。

なお、判例研究会の議論において、海外慰安旅行の福利厚生費の認定にあっては、その旅行の企画立案、行程などの具体的要素に基づいて、慰安旅行の通常性を判断することとしている他、①旅行先の宿泊が4泊5日の期間内のもの、②参加割合が50%以上であること、という形式的要件による運用を認めているところであり、この場合の金額基準は示されていないものの、一般的には10万円前後の基準に基づいて福利厚生費の判断をしていると言われていること、そうであれば、本件「感謝の集い」の1人当たりの費用に照らしても、本件支出は福利厚生費として判断することの合理性も担保されるのではないか、という意見が出された。

以上

■ 参考 関係法令等

(1) 法令の定め

ア 措置法（租税特別措置法）61条の4第1項は、法人税法の特例として、法人が平成18年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始する各事業年度において支出する交際費等の額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないと規定する。

イ そして、措置法61条の4第3項は、同条の4第1項に規定する「交際費等」について、「交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為…のために支出するもの（次に掲げる費用のいずれかに該当するものを除く。）をいう。」と規定し（柱書）、「専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用」（同項1号）等を掲記している。

(2) 通達の規定

ア 措置法通達61の4(1)-1（交際費等の意義）は、措置法61条の4第3項に規定する「交際費等」とは、交際費、接待費、機密費、その他の費用で法人がその得意先、仕入先そ

他事業に関係ある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいうのであるが、主として次に掲げるような性質を有するものは交際費等には含まれないものとするとして、「福利厚生費」等を掲記している。

(交際費等の意義)

措置法通達 61 の 4(1)－1 措置法第 61 条の 4 第 4 項に規定する「交際費等」とは、交際費、接待費、機密費、その他の費用で法人がその得意先、仕入先その他事業に関係ある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいうのであるが、主として次に掲げるような性質を有するものは交際費等には含まれないものとする。(昭 57 年直法 2－11「十一」、平 6 年課法 2－5「三十一」、平 26 年課法 2－6「三十二」により改正)

1. (1) 寄附金
2. (2) 値引き及び割戻し
3. (3) 広告宣伝費
4. (4) 福利厚生費
5. (5) 給与等

(福利厚生費と交際費等との区分)

措置法通達 61 の 4(1)－10 社内の行事に際して支出される金額等で次のようなものは交際費等に含まれないものとする。(昭 52 年直法 2－33「35」、昭 54 年直法 2－31「十九」、平 6 年課法 2－5「三十一」、平 19 年課法 2－3「三十七」により改正)

1. (1) 創立記念日、国民祝日、新社屋落成式等に際し従業員等におおむね一律に社内において供与される通常の飲食に要する費用
2. (2) 従業員等(従業員等であった者を含む。)又はその親族等の慶弔、禍福に際し一定の基準に従って支給される金品に要する費用

(飲食その他これに類する行為の範囲)

措置法通達 61 の 4(1)－15 の 2 措置法第 61 条の 4 第 4 項に規定する「飲食その他これに類する行為」(以下「飲食等」という。)には、得意先、仕入先等社外の者に対する接待、供応の

際の飲食の他、例えば、得意先、仕入先等の業務の遂行や行事の開催に際して、得意先、仕入先等の従業員等によって飲食されることが想定される弁当等の差し入れが含まれることに留意する。(平 19 年課法 2-3「三十七」により追加、平 26 年課法 2-6「三十二」により改正)

(注) 例えば中元・歳暮の贈答のように、単なる飲食物の詰め合わせ等を贈答する行為は、飲食等には含まれない。ただし、本文の飲食等に付随して支出した費用については、当該飲食等に要する費用に含めて差し支えない。

(下請企業の従業員等のために支出する費用)

措置法通達 61 の 4(1)-18 次に掲げる費用は、業務委託のために要する費用等として交際費等に該当しないものとする。(昭 52 年直法 2-33「38」により追加、昭 54 年直法 2-31「十九」、平 6 年課法 2-5「三十一」、平 7 年課法 2-7「二十八」、平 19 年課法 2-3「三十七」により改正)

1. (1) 法人の工場内、工事現場等において、下請企業の従業員等がその業務の遂行に関連して災害を受けたことに伴い、その災害を受けた下請企業の従業員等に対し自己の従業員等に準じて見舞金品を支出するために要する費用
2. (2) 法人の工場内、工事現場等において、無事故等の記録が達成されたことに伴い、その工場内、工事現場等において経常的に業務に従事している下請企業の従業員等に対し、自己の従業員等とおおむね同一の基準により表彰金品を支給するために要する費用
3. (3) 法人が自己の業務の特定部分を継続的に請け負っている企業の従業員等で専属的に当該業務に従事している者(例えば、検針員、集金員等)の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用を負担する場合のその負担額
4. (4) 法人が自己の従業員等と同等の事情にある専属下請先の従業員等又はその親族等の慶弔、禍福に際し、一定の基準に従って支給する金品の費用

(交際費等の支出の相手方の範囲)

措置法通達 61 の 4(1)-22 措置法第 61 条の 4 第 4 項に規定する「得意先、仕入先その他事業に関係のある者等」には、直接当該法人の営む事業に取引関係のある者だけでなく間接に当該

法人の利害に関係ある者及び当該法人の役員、従業員、株主等も含むことに留意する。(昭57年直法2-11「十一」、平6年課法2-5「三十一」、平26年課法2-6「三十二」により改正)

(課税しない経済的利益……使用者が負担するレクリエーションの費用)

所得税基本通達 36-30 使用者が役員又は使用人のレクリエーションのために社会通念上一般的に行われていると認められる会食、旅行、演芸会、運動会等の行事の費用を負担することにより、これらの行事に参加した役員又は使用人が受ける経済的利益については、使用者が、当該行事に参加しなかった役員又は使用人(使用者の業務の必要に基づき参加できなかった者を除く。)に対しその参加に代えて金銭を支給する場合又は役員だけを対象として当該行事の費用を負担する場合を除き、課税しなくて差し支えない。

(注) 上記の行事に参加しなかった者(使用者の業務の必要に基づき参加できなかった者を含む。)に支給する金銭については、給与等として課税することに留意する。

(所得税基本通達 36-30 (課税しない経済的利益……使用者が負担するレクリエーションの費用)の運用について(法令解釈通達))

昭和63年5月25日直法6-9(例規)、直所3-13
平成元年3月10日直法6-2(例規)、直所3-3により改正
平成5年5月31日課法8-1(例規)、課所4-5により改正

国税局長 殿
沖縄国税事務所長 殿

国税庁長官

所得税基本通達 36-30 (課税しない経済的利益……使用者が負担するレクリエーションの費用)の運用について(法令解釈通達)

標記通達のうち使用者が、役員又は使用人（以下「従業員等」という。）のレクリエーションのために行う旅行の費用を負担することにより、これらの旅行に参加した従業員等が受ける経済的利益については、下記により取り扱うこととされたい。

なお、この取扱いは、今後処理するものから適用する。

おって、昭和61年12月24日付直法6-13、直所3-21「所得税基本通達36-30（課税しない経済的利益・・・使用者が負担するレクリエーション費用）の運用について」通達は廃止する。

（趣旨）

慰安旅行に参加したことにより受ける経済的利益の課税上の取扱いの明確化を図ったものである。

記

使用者が、従業員等のレクリエーションのために行う旅行の費用を負担することにより、これらの旅行に参加した従業員等が受ける経済的利益については、当該旅行の企画立案、主催者、旅行の目的・規模・行程、従業員等の参加割合・使用者及び参加従業員等の負担額及び負担割合などを総合的に勘案して実態に即した処理を行うこととするが、次のいずれの要件も満たしている場合には、原則として課税しなくて差し支えないものとする。

- (1) 当該旅行に要する期間が4泊5日（目的地が海外の場合には、目的地における滞在日数による。）以内のものであること。
- (2) 当該旅行に参加する従業員等の数が全従業員等（工場、支店等で行う場合には、当該工場、支店等の従業員等）の50%以上であること。

（大阪高裁平成5年8月5日判決（税資198号476頁）

従業員等を対象とした飲食に係る費用が、福利厚生費又は交際費等にあたるという点で争われたものであり、法人が従業員の慰安の目的で社外の飲食店で酒食の提供のために費用を支出した場合には、右の飲食が従業員全員の参加を予定したものか、それとも従業員の一部を対象としたものかということのほか、開催場所、出席者1人当たりの費用、飲食の内容、回数等を総合的に判断して、その飲食が、法の括弧書きの「運動会、演芸会、旅行等」と同じように、従業員の慰安のために相当なものとして一般的とされる範囲内のものであるときは交際費棟には該当しないが、その限度を超えるときは交際費等から除外されるものではないというべきであると判示している。